

子発0323第3号
令和2年3月23日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
の一部を改正する省令の施行について

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第21号。以下「改正省令」という。）については、本年3月4日付けで別添のとおり公布されたところであるが、改正省令の趣旨、内容及び留意事項は下記のとおりであるので、御了知の上、各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に周知を図るとともに、その運用に遺漏無きを期されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨及び内容

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）において、放課後児童支援員は、保育士の資格を有する者など、設備運営基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は指定都市の長が行う研修（以下「放課後児童支援員認定資格研修」という。）を修了したものでなければならないこととしている。

今般、放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡充を図るため、設備運営基準第10条第3項を改正し、中核市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施できることとした。

第二 留意事項

- 1 改正後の設備運営基準第 10 条第 3 項に関し、市町村において条例改正が必要な場合があると考えられるが、必要に応じて速やかに改正を行うなど、その運用に支障が生じないように、努められたい。
- 2 放課後児童支援員認定資格研修の実施に当たっては、関係市町村や関係団体等と十分な連携を図り、
 - ・認定資格研修の開催日、時間帯等の設定
 - ・受講人数枠及び研修回数、研修開催場所等について、都道府県等の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫するなど、効果的で円滑な実施が図られるよう、努められたい。
- 3 なお、放課後児童支援員認定者名簿の管理方法等については、別途お示しする予定である。

第三 施行日

改正省令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

以上

○厚生労働省令第二十一号
 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十四条の八の二第二項の規定に基づき、放課後
 児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。
 令和二年三月四日
 厚生労働大臣 加藤 勝信
 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令
 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）の
 一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(職員) 第十条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。 一 十 (略) 一 十 (略) 4・5 (略)</p>	<p>(職員) 第十条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。 一 十 (略) 一 十 (略) 4・5 (略)</p>

附 則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。